

3 生活保護事業

1 概況

(1) 生活保護制度とは

給与や年金、手当等の収入が国の定めた最低生活費を下回り、自分の資産や他の制度を活用しても生活の維持ができない世帯に対して、日本国憲法第 25 条の理念に基づき、国が健康で文化的な最低限度の生活を保障しながら、自立した生活が送れるように支援することを目的とした、生活保護法による制度です。

(2) 本市の保護動向

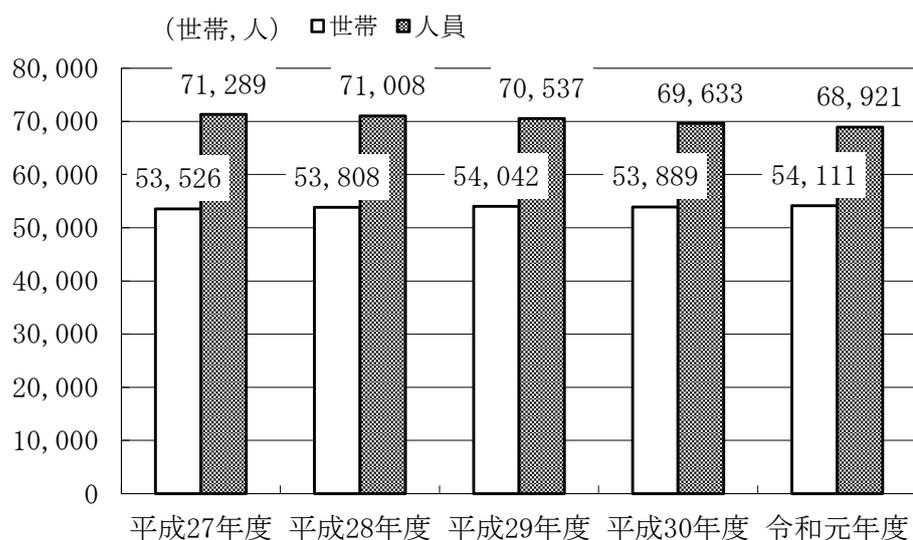
令和 2 年 3 月時点の保護受給状況は、54,111 世帯（対前年同月比 100.4%）、68,921 人（同 99.0%）、保護率 1.84%（人口に占める保護受給者の割合）です。近年の堅調な雇用情勢を受け、世帯数はほぼ横ばい、人員数は減少傾向で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受け、相談・申請件数は 3 月末より増加し始めています。

(3) 被保護者数の推移

(各年度3月分)

年 度	常 住 人 口		被保護者数		保 護 率 (%)	
	世 帯	人 員	世 帯	人 員	世 帯	人 員
平成27年度	1,645,208	3,723,874	53,526	71,289	3.25	1.91
平成28年度	1,659,702	3,728,021	53,808	71,008	3.24	1.90
平成29年度	1,673,511	3,729,729	54,042	70,537	3.23	1.89
平成30年度	1,692,222	3,738,419	53,889	69,633	3.18	1.86
令和元年度	1,713,760	3,748,386	54,111	68,921	3.16	1.84

被保護者数の推移



(4) 被保護者数の月別推移

(令和元年度)

年 月	常 住 人 口		被保護者数		保 護 率 (%)	
	世 帯	人 員	世 帯	人 員	世 帯	人 員
平成 31 年 4 月	1,700,306	3,741,317	53,844	69,305	3.17	1.85
令和元年 5 月	1,706,940	3,747,967	53,917	69,310	3.16	1.85
元年 6 月	1,707,854	3,748,482	53,865	69,140	3.15	1.84
元年 7 月	1,708,884	3,748,433	53,995	69,204	3.16	1.85
元年 8 月	1,709,616	3,748,473	53,970	69,116	3.16	1.84
元年 9 月	1,710,077	3,748,322	53,922	69,021	3.15	1.84
元年 10 月	1,710,900	3,748,781	54,024	69,102	3.16	1.84
元年 11 月	1,712,681	3,750,395	54,012	68,990	3.15	1.84
元年 12 月	1,712,830	3,749,972	54,045	68,966	3.16	1.84
2 年 1 月	1,713,356	3,749,929	54,076	68,920	3.16	1.84
2 年 2 月	1,713,417	3,749,162	53,995	68,774	3.15	1.83
2 年 3 月	1,713,760	3,748,386	54,111	68,921	3.16	1.84

(停止中を含む)

(5) 福祉保健センター別被保護者数

(令和2年3月分)

福祉保健センター	常 住 人 口		被保護者数		保 護 率 (%)	
	世 帯	人 員	世 帯	人 員	世 帯	人 員
鶴 見	140,485	293,014	5,228	6,799	3.72	2.32
神奈川	126,002	244,834	3,016	3,652	2.39	1.49
西	55,892	104,154	1,477	1,779	2.64	1.71
中	81,630	150,053	8,345	9,012	10.22	6.01
南	99,915	195,355	6,065	7,432	6.07	3.80
港 南	94,036	213,531	2,345	3,174	2.49	1.49
保土ヶ谷	96,512	205,490	2,968	3,877	3.08	1.89
旭	106,287	244,913	3,544	4,758	3.33	1.94
磯 子	77,026	166,166	2,295	2,948	2.98	1.77
金 沢	88,446	197,836	1,678	2,294	1.90	1.16
港 北	170,802	353,710	2,835	3,460	1.66	0.98
緑	78,182	182,492	2,113	3,004	2.70	1.65
青 葉	129,579	310,322	1,872	2,466	1.44	0.79
都 筑	84,067	212,849	1,189	1,608	1.41	0.76
戸 塚	119,659	280,639	2,810	3,792	2.35	1.35
栄	51,353	119,384	1,261	1,677	2.46	1.40
泉	62,409	151,730	2,393	3,204	3.83	2.11
瀬 谷	51,478	121,914	2,677	3,985	5.20	3.27
総 計	1,713,760	3,748,386	54,111	68,921	3.16	1.84

(停止中を含む)

(6) 福祉保健センター別の扶助別被保護世帯数

(令和2年3月分)

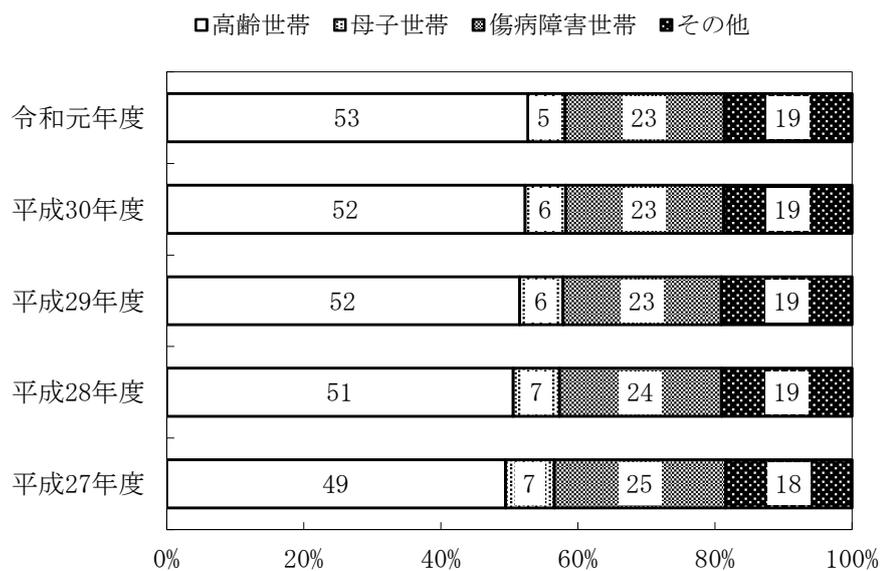
福祉保健センター	保護 実世帯数	生活	住宅	教育	介護	医療	出産	生業	葬祭
鶴見	5,223	4,586	4,692	317	1,163	4,893	0	199	24
神奈川	3,013	2,619	2,669	104	720	2,815	1	59	15
西	1,471	1,299	1,293	46	311	1,371	0	28	3
中	8,329	7,595	7,714	113	1,681	7,720	0	61	38
南	6,052	5,378	5,553	283	1,205	5,694	0	163	27
港南	2,344	2,070	2,069	169	482	2,222	0	96	15
保土ヶ谷	2,965	2,654	2,672	149	699	2,766	0	103	17
旭	3,538	3,145	3,176	238	850	3,297	0	130	29
磯子	2,290	2,009	2,035	128	522	2,123	0	76	8
金沢	1,675	1,466	1,485	135	384	1,579	0	64	7
港北	2,827	2,491	2,536	112	589	2,598	0	60	11
緑	2,110	1,831	1,905	173	505	2,033	0	105	14
青葉	1,870	1,653	1,718	116	382	1,770	0	81	7
都筑	1,189	1,036	1,069	87	336	1,115	0	63	5
戸塚	2,803	2,498	2,480	188	683	2,654	0	124	15
栄	1,254	1,085	1,129	67	301	1,185	0	38	5
泉	2,393	2,138	2,191	161	648	2,281	0	106	12
瀬谷	2,670	2,380	2,460	251	673	2,552	0	167	17
総計	54,016	47,933	48,846	2,837	12,134	50,668	1	1,723	269

(7) 世帯類型別被保護世帯数の推移

(各年度3月分)

年 度	単身世帯			2人以上の世帯				合 計
	高 齢	傷病障害	そ の 他	高 齢	母 子	傷病障害	そ の 他	
平成27年度	24,041	11,345	6,400	2,359	3,819	1,994	3,466	53,424
平成28年度	24,748	10,872	6,686	2,413	3,618	1,841	3,529	53,707
平成29年度	25,335	10,672	6,838	2,431	3,427	1,766	3,444	53,913
平成30年度	25,711	10,708	6,715	2,406	3,195	1,674	3,372	53,781
令和元年度	26,095	10,955	6,785	2,377	2,923	1,600	3,281	54,016

被保護世帯の世帯類型別比率 (小数点以下四捨五入)



(8) 労働力類型別被保護世帯数の推移

(各年度3月分)

年 度	世帯主が働いている世帯				世帯員のみ が働いてい る世帯	働いている 者がいない 世帯	合 計
	常用勤労者	日雇労働者	内職者	その他就業者			
平成27年度	7,421	437	822	670	1,473	42,601	53,424
平成28年度	7,450	406	761	640	1,466	42,984	53,707
平成29年度	7,386	373	745	629	1,447	43,333	53,913
平成30年度	7,226	329	727	651	1,365	43,483	53,781
令和元年度	7,078	279	708	654	1,278	44,019	54,016

(9) 開始・廃止件数の推移

(各年度延)

年 度	開 始		廃 止	
	世帯数	人 員	世帯数	人 員
平成27年度	8,747	11,480	8,205	10,556
平成28年度	8,345	10,950	8,024	10,085
平成29年度	8,233	10,654	7,933	9,917
平成30年度	7,640	9,766	7,758	9,596
令和元年度	7,754	9,691	7,613	9,490

(10) 生活保護費支出状況

(令和元年度) (単位:円)

	総 額	扶 助 の 内 容					
		生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	そ の 他
総 計	125,666,516,665	37,950,131,923	27,662,493,480	375,114,198	3,137,413,721	54,332,688,355	2,208,674,988
健 康 福 祉 局	56,605,999,526	0	0	0	3,117,728,178	53,488,271,348	0
鶴 見	6,874,043,578	3,696,957,487	2,833,739,271	42,372,747	1,005,821	70,030,652	229,937,600
神 奈 川	3,662,044,349	1,986,911,035	1,479,956,558	13,808,350	1,315,858	53,309,406	126,743,142
西	1,898,693,757	1,045,531,922	740,084,018	5,492,841	949,647	20,317,406	86,317,923
中	11,688,577,051	6,154,208,036	5,110,205,969	15,290,911	1,924,753	82,731,291	324,216,091
南	8,096,254,648	4,394,739,227	3,318,267,525	35,259,736	1,813,520	91,876,170	254,298,470
港 南	2,812,035,203	1,585,042,517	1,025,544,727	22,406,795	1,074,837	43,695,376	134,270,951
保 土 ヶ 谷	3,551,859,620	2,076,265,327	1,305,446,259	17,316,336	612,400	50,607,477	101,611,821
旭	4,242,114,754	2,428,475,043	1,589,468,285	31,831,297	442,171	52,634,322	139,263,636
磯 子	2,843,709,109	1,559,944,247	1,115,820,925	15,659,729	771,601	32,745,338	118,767,269
金 沢	1,978,352,217	1,124,957,612	749,486,011	17,522,674	1,334,846	25,586,130	59,464,944
港 北	3,595,789,592	1,920,126,087	1,517,123,894	14,411,063	473,071	53,333,487	90,321,990
緑	2,571,361,232	1,417,428,611	1,012,771,090	22,870,471	1,792,882	36,663,250	79,834,928
青 葉	2,530,033,195	1,316,006,183	1,103,886,621	16,844,969	515,622	39,204,399	53,575,401
都 筑	1,419,142,355	788,938,461	546,918,254	11,890,199	1,081,616	27,474,102	42,839,723
戸 塚	3,455,775,768	1,998,304,003	1,258,735,854	26,185,506	2,350,818	54,789,452	115,410,135
栄	1,518,992,596	804,693,992	633,753,614	8,846,613	267,030	18,128,636	53,302,711
泉	2,878,477,234	1,680,985,275	1,044,505,239	22,667,023	393,313	39,941,588	89,984,796
瀬 谷	3,443,260,881	1,970,616,858	1,276,779,366	34,436,938	1,565,737	51,348,525	108,513,457
区 計	69,060,517,139	37,950,131,923	27,662,493,480	375,114,198	19,685,543	844,417,007	2,208,674,988

2 保護施設

生活保護法による保護施設は救護施設3か所、更生施設3か所、医療保護施設2か所で、その状況は次のとおりです。

(1) 生活保護法による保護施設の入所状況

(令和2年3月末現在)

	施設名	設置主体	所在地	定員	現在員	被保護者数
救護施設	横浜市浦舟園	横浜市	南区浦舟町3-46	100	98	97
	清明の郷	(福)横浜社会福祉協会	南区中村町5-315	190	188	188
	岡野福祉会館	(福)恩賜財団神奈川県同胞援護会	西区岡野2-15-6	130	137	137
更生施設	横浜市中心浩生館	横浜市	南区中村町3-211	68	62	62
	甲突寮	(福)幼年保護会	磯子区丸山1-19-20	50	50	50
	民衆館	(福)横浜愛隣会	南区睦町1-27	68	61	61
医療保護施設	済生会神奈川県病院	(福)恩賜財団済生会支部神奈川県済生会	神奈川区富家町6-6	—	—	—
	済生会若草病院	(福)恩賜財団済生会支部神奈川県済生会	金沢区平潟町12-1	—	—	—

3 法外援護事業

被保護者に対して市費による法律外援護として令和元年度は、次のとおり扶助しました。

(1) 被保護者援護費

(令和元年度) (金額単位：円)

項目	人員	金額	内容
日用品セット支給	90	63,360	緊急入院時日用品セット支給
肌着支給	580	493,636	緊急入院時肌着支給
計		556,996	

(2) 民間保護施設

(令和元年度) (金額単位：円)

項目	対象施設数	金額	内容
職員雇用費	0	0	国の定める措置費の職員配置基準を超えて、職員を雇用するための加算配置経費
職員処遇改善費	1	1,387,260	職員の平均勤続年数に応じた昇給財源の確保に必要な経費
県所管施設に対する負担	1	84,312	神奈川県所管施設へ横浜市が措置している入所者の法外扶助を負担(神奈川県と横浜市で相互に負担)
計		1,471,572	

※人員は年間延べ人数による。

4 生活困窮者自立支援

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給、その他の支援に取り組みました。

1 自立相談支援（18区実施分）

相談を包括的に受け止め、一人ひとりの相談者に寄り添いながら継続的な支援を行うとともに、個々の課題に対して、切れ目なく継続的な支援を行いました。また、就労への悩みがある方は、ジョブスポットと連携しながらきめ細かな就労支援を実施しました。

（令和元年度：件数）

新規相談	延べ相談	支援申込	支援プラン作成 （再プラン含む）
6,907	11,006	1,952	2,096

就労支援対象者数	1,370人
うち就労者数	729人
うち増収者数	151人

2 住居確保給付金

離職等により経済的に困窮し、住居を喪失している方又は住居を喪失するおそれのある方を対象に、賃貸住宅の家賃相当分の給付金を有期で支給するとともに、就労支援等を実施し、安定した住居及び就労機会の確保に向けた支援を行いました。

（令和元年度：件数）

相談	1,206
申請	138

3 就労準備支援

心身の状況等により、就労経験が乏しい方や、長期の無業状態にある方など直ちに求職活動を始めることが困難な方に対して、就労体験の場を提供し、一般就労に向けた準備を支援する事業です。具体的には、事前講座や職場実習などを通して、意欲喚起や基礎能力の形成など、日常生活・社会生活の自立に向けた支援を行いました。

新規利用申込者数	16人
実習参加者数	18人
うち前年度から 継続	6人
うち新規開始	12人

4 家計改善相談支援

家計に課題を抱える生活困窮者に対して、必要な情報提供や専門的な助言・支援等を行うことにより、自身で家計の把握を行い、その改善に取り組む家計管理の力を高め、早期に生活を再建することを目的とする事業です。具体的には、家計管理に関する支援（家計表等の作成支援、出納管理の支援）、滞納（公租公課、家賃、公共料金など）の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援、債務整理に関する支援等を実施しました。

利用者数	741 人
うち新規利用者数	456 人

5 子どもの学習支援

生活困窮状態にあるなど養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ子どもに対して、将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活が送れることを目的に高等学校等への進学に向けた支援及び進学後の高校中退防止に向けた支援を行う「寄り添い型学習支援事業」を18区で実施しました。

(令和元年度：人数)

	登録者数※	延べ利用者数
生活保護受給者	841	33,799
その他	353	7,045
計	1,194	40,844

※登録者数：令和2年3月末時点

6 就労訓練事業

何らかの課題により一般就労に結びつきにくい方を対象に、職場経験の機会を提供するとともに、生活面や健康面での支援を行う事業です。事業の実施主体としては、横浜市による認定を受けた企業、NPO法人、社会福祉法人等による自主事業として実施されており、幅広い事業者の理解と協力により支えられている制度です。

(1) 利用者支援

新規利用申込者数	26 人
訓練実施者数	26 人
うち前年度から継続	11 人
うち新規開始	15 人

(2) 事業所支援

事業書認定数	79
うち新規認定数	9

5 国民年金事業

わが国の国民年金制度は、昭和36年4月の発足から半世紀以上経過し、その間、昭和61年4月に公的年金制度の全面改正による基礎年金の導入や、平成9年1月の基礎年金番号制の開始などが行なわれ、本格的な国民皆年金制度への進展が図られてきました。

また、加入者の増加に伴い市区町村の役割も重要となりました。

特に、市民一人ひとりの年金受給権の確保と給付額が向上するよう、また、制度基盤がより強固なものとなるよう、被保険者を的確に把握し、適用した被保険者を収納に結びつけていくことが重要なポイントとなります。

平成12年度の地方分権一括法により、国と市区町村の役割分担の見直しが行なわれ、機関委任事務が廃止となり、市区町村の事務は法定受託事務及び協力・連携事務となり、平成14年度からは保険料収納に関する事務などが国に移管されました。平成22年1月には、社会保険庁に代わり日本年金機構が設立され、市区町村と役割分担しながら業務にあたっています。

現在、年金制度は大きな転換期を迎えています。少子高齢化の進捗が深刻な課題となるなかで、老後の生活基盤となる年金制度が100年以上に渡り持続可能であるために、社会経済の変化に柔軟に対応できる制度にすることが必要不可欠です。このため、平成16年度の公的年金制度改正によって、保険料の上昇を極力抑え、将来水準を固定することや、給付水準を自動的に調整する仕組みの導入などが行われています。

1 適用事務

平成3年4月の改正により、日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、老齢（退職）年金の受給権者を除いて全員が国民年金に加入することとなり、市区町村においても自営業者や学生などの第1号被保険者の適用事務を行ってきました。

平成14年4月からは、厚生年金又は共済組合加入者の被扶養配偶者である第3号被保険者の適用は、市区町村の事務ではなくなりました。

本市では、市民の年金受給権の確保を図るため、自営業者や学生等の未加入者に対してはダイレクトメールによる個別の加入勧奨を実施しておりました。その他にも、新聞折り込みによる「国民年金特集号」の各戸配布、市内各所での「国民年金パネル展及び年金相談」の開催、各区主催の年金特別相談など各種の方法により国民年金制度の普及推進を図っておりました。

これら「適用促進」及び「広報」活動も、平成14年4月から市区町村の法定受託事務ではなくなり、現在広報活動は協力連携事務として行っています。

20歳到達者への加入勧奨状は年金事務所から送付されていましたが、令和元年10月から届出勧奨を行うことなく資格取得の処理が行われるようになりました。

本市の令和2年3月31日現在の被保険者数は表1のとおりです。

表1 被保険者数

(令和2年3月31日現在)

種別 区名	第1号 被保険者	任意加入 被保険者	合計	付加年金加入者(再掲)		
				任意	強制	計
鶴見区	32,012	463	32,475	1,302	0	1,302
神奈川区	27,038	483	27,521	1,222	0	1,222
西区	11,893	201	12,094	517	0	517
中区	21,842	335	22,177	812	0	812
南区	26,707	352	27,059	969	0	969
港南区	22,895	451	23,346	1,207	0	1,207
保土ヶ谷区	24,245	415	24,660	1,127	3	1,130
旭区	26,699	517	27,216	1,296	1	1,297
磯子区	17,887	357	18,244	910	0	910
金沢区	21,005	533	21,538	1,287	1	1,288
港北区	38,317	869	39,186	1,957	1	1,958
緑区	19,950	370	20,320	856	2	858
青葉区	36,157	962	37,119	2,425	0	2,425
都筑区	24,164	474	24,638	1,228	7	1,235
戸塚区	28,311	565	28,876	2,021	6	2,027
栄区	12,216	291	12,507	776	3	779
泉区	16,653	338	16,991	1,155	1	1,156
瀬谷区	14,980	213	15,193	665	1	666
横浜市計	422,971	8,189	431,160	21,732	26	21,758

2 免除等事務

経済的な理由等で保険料納付が困難な人などについては、適切に免除の適用を実施し、年金受給権の確保に努めてきました。

平成14年7月から半額免除制度が加わり、学生納付特例制度では、対象範囲が夜間部・定時制課程・通信制課程へ拡大され、平成17年度からすべての各種学校（1年以上の課程の在籍者に限る）なども対象となりました。また、平成17年7月には30歳未満の人を対象とした若年者納付猶予制度が施行され、平成18年7月から申請免除制度に新たに3/4免除・1/4免除も追加され、対象者の拡大が図られました。さらに、平成26年度から、申請可能期間が拡大（原則、2年1か月前まで遡って申請可能）されました。

直近では、平成28年7月から、若年者納付猶予が対象を50歳未満までに拡大した納付猶予に改正されています。

平成2年3月31日現在の免除等適用状況は表2のとおりです。

表2 免除等適用状況

(令和2年3月31日現在)

種別 区名	第1号 被保険者 (任意除く) A	免除者数								免除率 (%) B/A
		法定 免除	全額 免除	3/4 免除	半額 免除	1/4 免除	学生 納付特例	納付猶予	計B	
鶴見区	32,012	2,654	3,340	403	292	175	3,747	1,068	11,679	36.5
神奈川区	27,038	2,015	2,755	275	196	101	3,657	783	9,782	36.2
西区	11,893	746	1,426	104	96	69	1,222	293	3,956	33.3
中区	21,842	2,344	2,804	290	217	146	1,790	542	8,133	37.2
南区	26,707	2,900	3,630	297	311	181	2,628	744	10,691	40.0
港南区	22,895	2,230	2,333	245	187	82	3,323	827	9,227	40.3
保土ヶ谷区	24,245	2,452	2,464	245	171	102	3,617	770	9,821	40.5
旭区	26,699	2,914	2,546	309	186	84	3,570	953	10,562	39.6
磯子区	17,887	1,576	2,015	243	150	109	2,233	723	7,049	39.4
金沢区	21,005	1,875	2,120	217	159	93	3,667	738	8,869	42.2
港北区	38,317	2,411	3,192	303	244	135	5,733	1,114	13,132	34.3
緑区	19,950	1,807	1,806	198	120	69	3,055	709	7,764	38.9
青葉区	36,157	1,815	2,885	223	189	115	7,209	1,206	13,642	37.7
都筑区	24,164	1,395	2,203	252	164	85	4,790	1,009	9,898	41.0
戸塚区	28,311	2,699	2,542	296	192	88	4,415	942	11,174	39.5
栄区	12,216	1,336	1,180	138	110	60	1,830	468	5,122	41.9
泉区	16,653	1,927	1,609	216	115	65	2,420	586	6,938	41.7
瀬谷区	14,980	2,056	1,675	227	130	65	1,855	625	6,633	44.3
横浜市計	422,971	37,152	42,525	4,481	3,229	1,824	60,761	14,100	164,072	38.8

3 給付事務

(1) 拠出制の国民年金（基礎年金）

拠出制の国民年金（基礎年金）受給権者数は、制度の成熟や、人口構造の高齢化等のため増加しており、今後もさらに増加するものと見込まれています。

令和2年3月31日現在の拠出制の国民年金受給権者数は表3及び表4のとおりです。

表3 拠出制国民年金受給権者数（旧法）

（令和2年3月31日現在）

種別 区名	老齢年金				障害年金	母子年金	遺児年金	寡婦年金	合計
	老齢	通老	5年	小計					
鶴見区	415	451	32	898	35	0	0	0	933
神奈川区	395	460	13	868	23	0	0	0	891
西区	233	202	7	442	11	0	0	0	453
中区	338	301	15	654	16	0	0	0	670
南区	457	393	13	863	33	0	0	0	896
港南区	269	426	10	705	24	0	0	0	729
保土ヶ谷区	367	480	20	867	27	0	0	0	894
旭区	356	606	12	974	31	0	0	0	1,005
磯子区	269	366	10	645	13	0	0	0	658
金沢区	347	484	12	843	23	0	0	0	866
港北区	552	661	31	1,244	33	0	0	0	1,277
緑区	216	298	2	516	15	0	0	0	531
青葉区	377	620	5	1,002	21	0	0	0	1,023
都筑区	215	262	3	480	10	0	0	0	490
戸塚区	369	532	12	913	32	0	0	0	945
栄区	163	240	4	407	13	0	0	0	420
泉区	203	319	4	526	30	0	0	0	556
瀬谷区	170	264	2	436	16	0	0	0	452
横浜市計	5,711	7,365	207	13,283	406	0	0	0	13,689

表4 拋出制国民年金受給権者数（新法）

（令和2年3月31日現在）

種別 区名	老齡基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金	寡婦年金	合計	死亡一時金
鶴見区	55,930	1,440	423	23	57,816	44
神奈川区	47,804	1,335	294	16	49,449	32
西区	18,193	493	136	6	18,828	14
中区	29,687	922	220	8	30,837	21
南区	47,821	1,378	258	8	49,465	28
港南区	57,419	1,491	346	14	59,270	19
保土ヶ谷区	49,443	1,262	293	22	51,020	26
旭区	66,865	1,605	306	10	68,786	38
磯子区	42,321	1,001	205	9	43,536	18
金沢区	55,277	1,320	251	6	56,854	20
港北区	63,593	1,652	402	19	65,666	44
緑区	40,287	1,090	254	7	41,638	24
青葉区	61,989	1,394	399	11	63,793	46
都筑区	34,197	901	300	13	35,411	14
戸塚区	66,708	1,705	408	12	68,833	36
栄区	35,205	816	190	1	36,212	10
泉区	40,182	1,001	184	8	41,375	25
瀬谷区	31,380	989	154	9	32,532	11
横浜市計	844,301	21,795	5,023	202	871,321	470

(2) 福祉年金等

福祉年金及び無拠出の基礎年金は、国民年金制度の発足時に一定以上の年齢であった者、20歳前に支給事由が発生した者等に経過的又は補完的に支給される年金ですが、その財源の多くは国庫負担でまかなわれるため、真に年金を必要とする受給権者に支給しようという趣旨から、所得制限や併給制限があります。

また、平成17年4月に、国民年金制度の発展過程において生じた特別の事情により、障害基礎年金等を受給していない障害者を対象とした福祉的措置として、特別障害給付金制度が創設されました。特別障害給付金にも、所得制限や併給制限があります。

令和2年3月31日現在の本市の福祉年金及び無拠出の基礎年金の受給権者数並びに特別障害給付金受給資格者数は、表5のとおりです。

表5 福祉年金及び無拠出の基礎年金受給権者数並びに特別障害給付金受給資格者数
(令和2年3月31日現在)

種別 区名	老齢福祉年金	障害基礎年金	遺族基礎年金	特別障害給付金	合計
鶴見区	2	1,736	0	11	1,749
神奈川区	3	1,605	0	9	1,617
西区	0	540	0	5	545
中区	8	1,215	0	4	1,227
南区	2	1,560	0	10	1,572
港南区	2	1,828	0	22	1,852
保土ヶ谷区	0	1,890	0	12	1,902
旭区	0	2,288	0	23	2,311
磯子区	2	1,195	0	20	1,217
金沢区	1	1,595	0	18	1,614
港北区	4	1,834	0	15	1,853
緑区	1	1,413	0	20	1,434
青葉区	1	1,543	0	18	1,562
都筑区	1	1,337	0	7	1,345
戸塚区	0	2,125	0	19	2,144
栄区	2	1,016	0	8	1,026
泉区	1	1,488	0	10	1,499
瀬谷区	2	1,240	0	2	1,244
横浜市計	32	27,448	0	233	27,713

6 国民健康保険事業

1 概況

我が国は、すべての国民に平等に医療を受ける機会を保障するという観点から、医療供給体制の整備を進めるとともに国民皆保険制度を採用し、横浜市国民健康保険は、国民皆保険体制となった昭和36年4月に事業を開始しました。

事業開始後、国民健康保険をはじめ各医療保険においては、高齢者の医療費を中心に年々歳出が増加する一方、経済の低迷による保険料収入の伸び悩みなどから、深刻な財政の逼迫状況が続いていました。

とりわけ、国民健康保険は、高齢者や低所得者が多いという構造的な課題があることから、財政基盤は他の医療保険制度と比べ脆弱であり、医療保険制度の抜本改革を行う必要性が生じてきました。

このような状況に対処するため、昭和58年2月に老人保健法が、昭和59年10月に退職者医療制度が創設され、医療保険制度間の財政調整により年齢格差の是正がなされました。

平成12年度からは介護保険制度が施行され、これに伴い介護保険における第2号被保険者については、医療保険分に介護納付金分の保険料を上乗せし一体的に徴収されることとなりました。

平成14年7月に医療保険制度全般の見直しが図られ、平成14年10月から一部負担金については、3歳未満は2割、70歳以上の高齢者は1割または一定以上の所得のある者については2割とするとともに、平成15年4月からは、被用者保険の一部負担金についても3割となりました。

平成17年12月、国は国民皆保険制度を堅持し、将来にわたり持続可能なものとするため、医療制度改革大綱を策定しました。そこで、①安心・信頼の医療の確保と予防の重視、②医療費適正化の総合的な推進、③超高齢社会を展望した新たな医療制度体系の実現という基本的な考え方のもと、平成18年6月に一連の法改正を行い、順次制度改正を実施してきました。

この中では、①都道府県における医療費適正化計画の策定（20年度）、②生活習慣病予防のための各保険者による特定健康診査等の実施（20年度～）、③保険給付内容の見直し（18年度～）、④75歳以上の高齢者を対象とした後期高齢者医療制度の創設（20年度）などがありました。

平成22年12月、社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源を明らかにするとともに、必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革を一体的に行うとする、いわゆる「社会保障と税の一体改革」の検討が始まりました。

平成25年12月には、国民健康保険に対する財政支援の拡充、国民健康保険の運営について都道府県が担うことを基本とするなどの事項について検討し、平成27年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立、平成30年4月に施行され、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となるなどの新制度が開始されました。

一方、本市国民健康保険会計においては、平成25年度の累積赤字の解消を契機に、国保財政の健全な運営に継続的に取り組んできました。

令和元年度決算では単年度収支が赤字となりましたが、平成30年度までの累積黒字を活用することで、基金残高を含めた累積収支は、約84億円の黒字となっています。

今後とも収納率向上対策や医療費適正化等の取組を進め、国民健康保険制度の安定的な運営を図っていきます。

保 險	保険給付の種類	療養の給付 入院時食事療養費、入院時生活療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費 出産育児一時金 1件 42万円 葬祭費 1件 5万円 障害児育児手当金 1級 80万円、2級 60万円、3級 30万円、4級 10万円
	給付割合	世帯主・世帯員ともに7割（就学前児童は8割、70歳以上は8割又は7割）
付	事業給付の範囲	診療 薬剤または治療材料の支給 処置、手術その他の治療 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
保 險	賦課総額	【医療分】 保険料の基礎賦課総額は、横浜市国民健康保険条例第13条に基づき、同条第1号に掲げる額（療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、医療分に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額及び特定健康診査等に要する費用の額等）の見込額から、同条第2号に掲げる額（国民健康保険法第72条の4第1項の規定による繰入金、国民健康保険保険給付費等交付金等）の見込額を控除した額。 【支援分】 保険料の後期高齢者支援金等賦課総額は、横浜市国民健康保険条例第16条の2に基づき、同条第1号に掲げる額（支援分に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額）の見込額から、同条第2号に掲げる額（国民健康保険法第72条の4第1項の規定による繰入金等）の見込額を控除した額。 【介護分】 保険料の介護納付金賦課総額は、横浜市国民健康保険条例第16条の7に基づき、同条第1号に掲げる額（介護分に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額）の見込額から、同条第2号に掲げる額（国民健康保険法第72条の4第1項の規定による繰入金等）の見込額を控除した額。
	賦課割合	医療分・支援分・介護分ともに ・所得割 60% ・均等割 40%
	保険料率	【医療分】 ・所得割 7.09% ・均等割 被保険者1人あたり 33,790円 ・保険料最高限度額 610,000円 【介護分】 ・所得割 2.13% ・均等割 被保険者1人あたり 13,570円 ・保険料最高限度額 160,000円 【支援分】 ・所得割 2.12% ・均等割 被保険者1人あたり 10,160円 ・保険料最高限度額 190,000円

徴収方法	<p>【普通徴収】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座振替による支払（原則） <p>徴収回数 6月から年10回払、振替日は各納期月の29日 （金融機関等の休業日にあたる場合は、前営業日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納付書による支払（金融機関、ゆうちょ銀行、コンビニエンスストア） <p>徴収回数 6月から年10回払、納期限は各納期月末 （金融機関等の休業日にあたる場合は、翌営業日）</p> <p>【特別徴収（年金からの天引き）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次の1～4の全てに該当している世帯は、原則、特別徴収となる <ol style="list-style-type: none"> 1 世帯主が国民健康保険に加入しており、世帯内の被保険者全員が65歳以上74歳未満 2 世帯主が特別徴収の対象となる公的年金を年額18万円以上受給している 3 世帯主の介護保険料が公的年金から特別徴収されている 4 国民健康保険料と介護保険料の合算額が、公的年金受給額の2分の1を超えない <ul style="list-style-type: none"> ・偶数月の年金支払日に年金から天引き <p>徴収回数 6回（4月、6月、8月、10月、12月、2月）</p>
保健事業	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査及び特定保健指導の実施 ・特定健康診査早期受診キャンペーン ・糖尿病性腎症重症化予防事業 ・後発医薬品差額通知 ・重複頻回受診対策事業 ・医療費通知 ・広報冊子等の発行 ・健康チェック・パネル展・歯と口の健康週間等のブース出展

2 被保険者

令和元年度末の被保険者数は 684,097 人で、前年度末に比べ 23,537 人減少し、国保世帯数は 466,379 世帯で、9,060 世帯(約 1.91%)減少しています。また、横浜市の人口に対する加入率は 18.22%、世帯加入率は 27.06%となっています。70 歳以上 74 歳以下の被保険者数は、168,274 人で、前年度末と比較をすると 2,3196,578 人増加、被保険者数全体に対する割合は 24.60%となっています。

区別の被保険者加入状況をみると、中区の 23.08%が最高で、都筑区の 14.80%が最低となっており、国民健康保険の加入率にも市内各区の特色が表れています。

被保険者の事由別異動状況をみると、他市町村との転入・転出及び社会保険の加入・離脱による異動が多くみられますが、これは都市における国保異動の特徴といえます。

なお、平成 20 年 4 月から後期高齢者医療制度が始まり、75 歳以上の被保険者が国民健康保険の被保険者資格を喪失したため、平成 20 年度末の被保険者数及び国保世帯数については、共に大幅な減少となっています。

年度別加入状況

(各年度末)

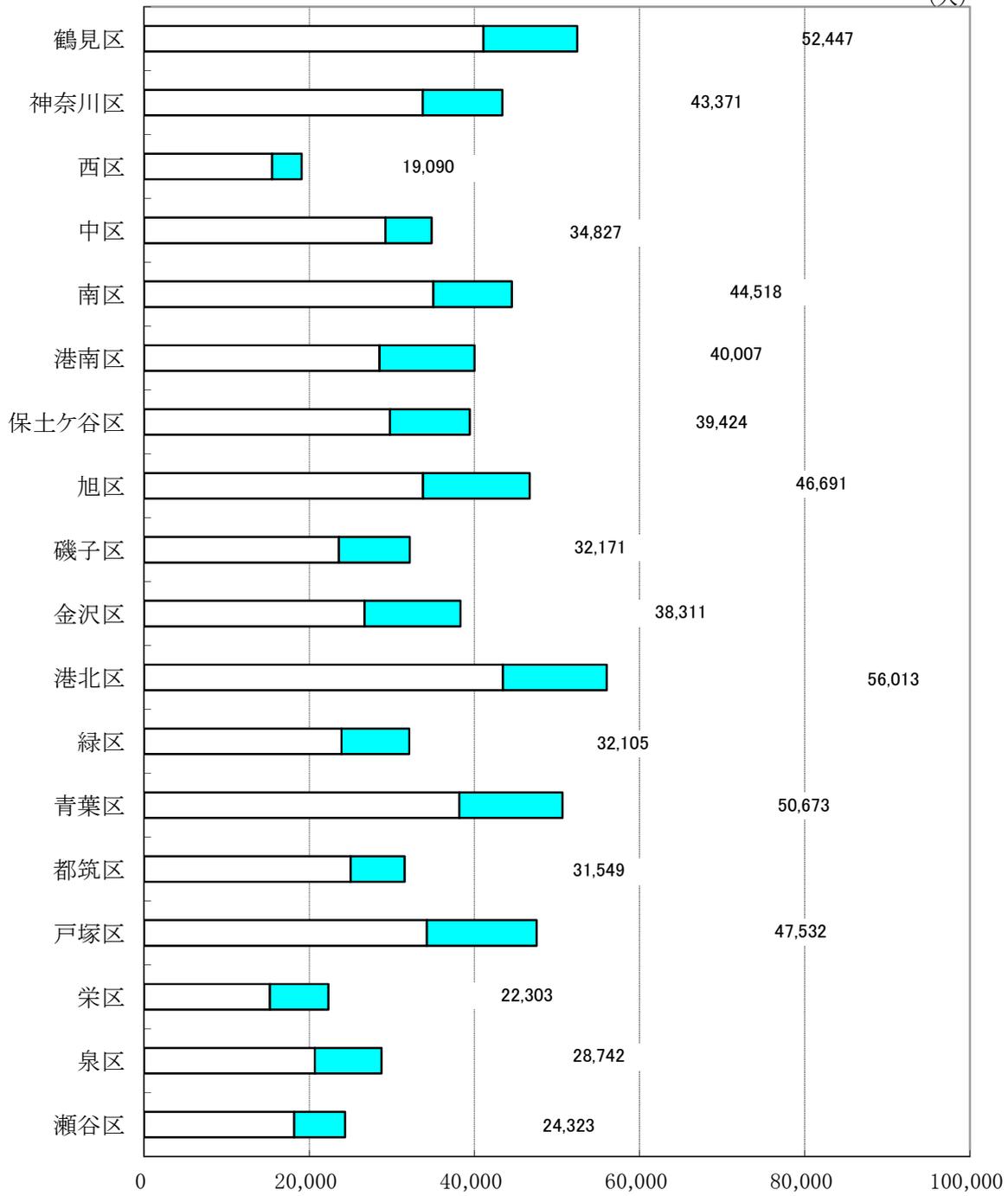
項目 年度	横浜市 人口	被保険 者数	前年比	被保険者 加入率%	横浜市 世帯数	被保険者 世帯数	前年比	世帯加入率 %
H元	3,193,410	777,687	99.52	24.35	1,149,487	368,977	101.97	32.10
H2	3,222,047	779,896	100.28	24.20	1,171,789	378,627	102.62	32.31
H3	3,250,600	785,235	100.68	24.16	1,198,471	389,849	102.96	32.58
H4	3,269,988	798,061	101.63	24.41	1,218,498	403,090	103.40	33.08
H5	3,238,929	814,955	102.12	24.82	1,234,099	421,568	104.58	34.16
H6	3,307,433	825,067	101.24	24.95	1,261,508	450,593	106.89	35.72
H7	3,300,073	850,773	103.12	25.78	1,261,302	469,452	104.19	37.22
H8	3,321,940	888,610	104.45	26.75	1,285,749	470,437	100.21	36.59
H9	3,346,317	921,103	103.66	27.53	1,309,340	490,930	104.36	37.49
H10	3,373,777	963,971	104.65	28.57	1,334,624	517,589	105.43	38.78
H11	3,400,149	1,001,636	103.91	29.46	1,359,184	540,675	104.46	39.78
H12	3,435,554	1,039,924	103.82	30.27	1,379,228	565,802	104.65	41.02
H13	3,470,790	1,079,533	103.81	31.10	1,412,547	592,640	104.74	41.96
H14	3,507,157	1,122,278	103.96	32.00	1,444,360	620,154	104.64	42.94
H15	3,538,352	1,148,547	102.34	32.46	1,472,236	639,735	103.16	43.45
H16	3,562,281	1,165,514	101.48	32.72	1,495,207	654,578	102.32	43.78
H17	3,586,628	1,174,580	100.78	32.75	1,489,266	668,261	102.09	44.87
H18	3,609,078	1,177,415	100.24	32.62	1,514,847	678,091	101.47	44.76
H19	3,635,033	1,174,768	99.78	32.32	1,542,127	684,152	100.89	44.36
H20	3,659,010	932,380	79.37	25.48	1,566,960	555,260	81.16	35.44
H21	3,672,985	933,220	100.09	25.41	1,582,149	559,792	100.82	35.38
H22	3,686,481	932,556	99.93	25.30	1,587,531	561,631	100.03	35.38
H23	3,688,624	926,198	99.32	25.11	1,598,341	561,150	99.91	35.11
H24	3,693,788	912,325	99.50	24.70	1,609,747	556,999	99.26	34.60
H25	3,702,093	887,737	97.30	23.98	1,623,606	549,793	98.71	33.86
H26	3,712,170	860,303	96.91	23.18	1,638,946	540,152	98.25	32.96
H27	3,725,042	828,321	96.28	22.24	1,652,584	527,876	97.73	31.94
H28	3,728,124	782,199	94.43	20.98	1,665,516	507,605	96.16	30.48
H29	3,731,706	740,077	94.61	19.83	1,680,768	489,248	96.38	29.11
H30	3,741,317	707,634	95.62	18.91	1,700,306	475,439	97.18	27.96
R元	3,753,771	684,097	96.67	18.22	1,723,409	466,379	98.09	27.06

(注) 横浜市人口及び世帯数は、総務局総務課「人口ニュース」による。

被保険者区別加入状況

(令和2年3月31日現在)

(人)



■退職被保険者等(70歳未満) □一般被保険者(70歳未満) ■一般被保険者(70歳以上)

被保険者事由別異動状況

(令和元年度)

世帯 ※1	増						減						差 引 増 減 A-B				
	出			入			転			出				計 B			
	生	市 外	区 間	社 会 保 険 離 脱	生 活 保 護 廃 止	世 帯 変 更	そ の 他	計 A	死 亡	市 外	区 間	社 会 保 険 加 入			生 活 保 護 開 始	世 帯 変 更	後 期 高 齢 加 入
10	23,304	9,053	45,550	1,742	7,250	25,358	112,267	5,301	19,619	8,838	54,759	3,207	3,712	18,712	7,188	121,336	△ 9,069
2,136	31,189	12,289	95,456	2,491	13,334	6,435	163,330	4,408	25,412	12,194	85,272	4,408	13,173	21,274	21,127	187,268	△ 23,938

※1 世帯：新たに世帯として加入または喪失した件数

※2 人員：加入または喪失した人数

※3 その他（世帯）：擬制世帯主（みなす世帯主）の加入など

3 保険給付

(1) 療養の給付

療養の給付は、被保険者の疾病及び負傷に対して、診察、薬剤、手術その他の治療、病院又は診療所への入院等の医療サービスを給付するもので、保険給付の中心をなすものです。

法定給付割合は7割ですが、70歳以上の方については8割（ただし一定以上所得者は7割）、就学前児童については8割となっています。

医療費基礎事項実績

(令和元年度)

	当 初 予 算 (A)	決 算 (B)	差引 (A) - (B)
総 費 用 額	262,413,709,000 円	257,976,810,427 円	4,436,898,573 円
一 般 分	261,891,738,000 円	257,825,300,412 円	4,066,437,588 円
退 職 者 分	521,971,000 円	151,510,015 円	370,460,985 円
保 険 者 負 担 額	221,379,941,000 円	216,137,122,539 円	5,242,818,461 円
一 般 分	220,838,464,000 円	216,011,756,319 円	4,826,707,681 円
退 職 者 分	541,477,000 円	125,366,220 円	416,110,780 円
被 保 険 者 数	695,359 人	699,379 人	△4,020 人
一 般 分	694,359 人	699,088 人	△4,729 人
退 職 者 分	1,000 人	291 人	709 人
受 診 率	1,890.09 件/100 人	1,827.51 件/100 人	62.58 件/100 人
一 般 分	1,887.74 件/100 人	1,827.18 件/100 人	60.56 件/100 人
退 職 者 分	3,518.90 件/100 人	2,636.08 件/100 人	882.82 件/100 人
1 件あたり費用額	19,966 円	20,184 円	△218 円
一 般 分	19,980 円	20,184 円	△204 円
退 職 者 分	14,833 円	19,751 円	△4,918 円
1 人あたり費用額	377,379 円	368,866 円	8,513 円
一 般 分	377,171 円	368,802 円	8,369 円
退 職 者 分	521,971 円	520,653 円	1,318 円

※ 保険者負担額には、出産育児一時金、葬祭費、障害時育児一時金も含まれます。

※ 受診率とは、被保険者 100 人あたりの受診件数です。

療養の給付の状況（負担区分別）一般分

年度	件数 (件)	費用額 (円)	保険者負担金 (円)	一部負担金 (円)	他法負担分	
					他法優先 (円)	国保優先 (円)
28	8,723,660	269,085,770,055	196,354,719,288	62,950,925,230	0	9,780,125,537
29	8,348,003	263,058,615,049	192,197,621,836	61,995,313,614	0	8,865,679,599
30	8,108,601	256,887,088,344	187,734,203,541	61,469,079,974	0	7,683,804,829
元	7,722,424	253,630,788,230	185,617,536,812	60,989,367,738	0	7,023,883,680

※ 支払義務額ベース

※ 件数のみ薬剤・食事療養分を含まない。

療養の給付の状況（負担区分別）退職分

年度	件数 (件)	費用額 (円)	保険者負担金 (円)	一部負担金 (円)	他法負担分	
					他法優先 (円)	国保優先 (円)
28	130,158	4,210,458,721	2,941,110,603	1,160,608,758	0	108,739,360
29	66,854	2,237,487,606	1,562,503,109	618,151,930	0	56,832,567
30	25,881	919,027,017	640,533,181	253,395,328	0	25,098,508
元	4,696	148,181,280	103,367,277	40,145,729	0	4,668,274

※ 支払義務額ベース

※ 件数のみ薬剤・食事療養分を含まない。

療養の給付の状況（診療別）一般分

(令和元年度)

		件数 (件)	日数 (日)	費用額 (円)	1件あたり 日数 (日)	1件あたり 費用額 (円)	1人あたり 費用額 (円)
一般 診療	入院	142,774	2,039,278	86,681,288,430	14.28	607,122	123,992
	入院外	6,208,359	9,608,968	89,878,336,098	1.55	14,477	128,565
歯科診療		1,477,109	2,610,234	19,211,275,690	1.77	13,006	27,480
薬剤支給		4,559,437	(5,424,917)	52,237,911,780	—	—	—
食事療養		(135,115)	(5,186,089)	3,445,446,097	—	—	—
訪問看護		29,297	192,977	2,176,530,135	6.59	74,292	3,113
合計		12,416,976	14,451,457	253,630,788,230	1.84	32,279	362,802

療養の給付の状況（診療別）退職分

(令和元年度)

		件数 (件)	日数 (日)	費用額 (円)	1件あたり 日数 (日)	1件あたり 費用額 (円)	1人あたり 費用額 (円)
一般 診療	入院	78	1,582	49,452,600	20.28	634,008	169,940
	入院外	3,737	5,824	50,118,312	1.56	13,411	172,228
歯科診療		940	1,635	11,711,780	1.74	12,459	40,247
薬剤支給		2,696	(3,144)	27,896,280	—	—	—
食事療養		(74)	(4,491)	2,906,928	—	—	—
訪問看護		15	387	6,095,380	25.80	406,359	20,946
合計		7,466	9,428	148,181,280	1.98	31,065	509,214

※ 「薬剤支給日数」欄の()内は、処方箋の枚数

受診率及び1件あたり日数、費用額、1人あたり費用額の算出にあたっては、件数、日数は薬剤・食事療養分を含まない。

(2) 療養費等

療養費は、緊急その他やむを得ない理由により保険が使えずに医療機関を受診した場合、治療用装具を装着した場合、柔道整復師等の施術を受けた場合等に、療養の給付に代えて支給する現金給付です。

令和元年度の全被保険者に対する支給額（保険者負担金）を診療別にみると、柔道整復約 13 億 3,428 万円、針灸マッサージ約 5 億 9,628 万円、その他約 3 億 7,426 万円となっています。

療養費の支給状況（負担区分別）一般分

年度	件数 (件)	費用額 (円)	保険者負担金 (円)	一部負担金 (円)	他法負担分	
					他法優先 (円)	国保優先 (円)
28	381,989	3,898,230,177	2,853,171,244	809,266,251	0	235,792,682
29	354,570	3,639,837,452	2,664,058,279	763,967,083	0	211,812,090
30	327,856	3,320,186,004	2,438,023,712	679,493,061	0	184,669,231
元	300,678	3,135,238,566	2,303,489,851	659,676,618	0	172,072,097

※ 支払義務額ベース

※ 移送費、食事・生活療養費を含む。

療養費の支給状況（負担区分別）退職分

年度	件数 (件)	費用額 (円)	保険者負担金 (円)	一部負担金 (円)	他法負担分	
					他法優先 (円)	国保優先 (円)
28	5,304	57,455,546	40,258,372	13,536,248	0	3,660,926
29	2,818	30,851,673	21,615,527	7,432,060	0	1,804,086
30	1,131	12,779,825	9,016,532	2,794,171	0	969,122
元	176	1,901,343	1,330,918	399,947	0	170,478

※ 支払義務額ベース

※ 移送費、食事・生活療養費を含む。

(3) 高額療養費

高額療養費は、被保険者の療養に要した費用が著しく高額であるときに、一部負担金として支払った額の一部を支給する制度です。

高額療養費の支給状況

年度	一般分		退職分	
	件数 (件)	高額療養費支給額 (円)	件数 (件)	高額療養費支給額 (円)
28	541,138	26,271,667,801	5,727	511,033,351
29	557,445	25,727,993,385	3,257	271,721,340
30	563,101	25,738,822,310	1,583	125,597,651
元	570,196	26,042,536,681	231	19,649,921

※ 支払義務額ベース

(4) 高額介護合算療養費

同一世帯における「国民健康保険の自己負担額」と「介護保険の自己負担額」の1年間の合計額が、自己負担限度額を超えた場合に、その超えた額がそれぞれの保険から支給されます。

高額介護合算療養費の支給状況

年 度	一 般 分		退 職 分	
	件 数 (件)	高額介護合算療養費支給額 (円)	件 数 (件)	高額介護合算療養費支給額 (円)
28	823	16,447,223	0	0
29	889	15,421,679	0	0
30	762	12,281,094	0	0
元	882	16,413,037	0	0

※ 支払義務額ベース

(5) その他の給付

被保険者が出産したときに出産育児一時金として42万円、被保険者が死亡したときに、その葬祭を行った方に葬祭費として5万円が支給されます。また、任意給付として出生した赤ちゃんに先天性の障害や異常が発現したとき、その程度に応じて障害児育児手当金が支給されます。

その他の給付の支給状況

年 度	出産育児一時金		葬 祭 費		障害児育児手当金	
	件 数 (件)	金 額 (円)	件 数 (件)	金 額 (円)	件 数 (件)	金 額 (円)
28	3,706	1,388,480,696	4,562	228,100,000	12	7,500,000
29	3,043	1,139,911,786	4,293	241,650,000	6	3,200,000
30	2,767	1,053,896,687	4,274	213,700,000	7	4,200,000
元	2,546	976,696,547	3,879	193,950,000	6	3,800,000

※ 支払義務額ベース

一部負担金減免

(令和元年度)

区 分	項 目	件 数	給付改善分 (円)	備 考
	全 体	1,147 (0)	16,441,747 (0)	療養費免除分を含む
	(再掲東日本大震災分)	1,118 (0)	6,888,441 (0)	

※ () 内は退職分の再掲

4 保健事業

(1) 特定健康診査・特定保健指導

メタボリックシンドロームの該当者及び予備群を早期に発見し、生活習慣を改善することで生活習慣病の発症と重症化を予防するため、高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき実施しました。

ア 特定健康診査

(ア) 対象者

①平成31年4月1日現在の横浜市国民健康保険の被保険者で令和2年3月31日までに40歳～75歳の誕生日を迎える者（国の基準による対象者）

②平成31年4月2日以降に横浜市国民健康保険の被保険者になった者で、令和2年3月31日までに40～75歳の誕生日を迎える者（横浜市独自の対象者）

(イ) 自己負担額

無料

(ロ) 実施機関

横浜市医師会会員医療機関他（約1,200機関）

(ハ) 受診者数等

121,469人（受診率25.4%）

イ 特定保健指導

(ア) 対象者

特定健康診査の結果、国の基準により、生活習慣の改善が必要とされた者

(イ) 自己負担額

無料

(ロ) 実施機関

本市国民健康保険特定保健指導業務受託事業者（29事業者）

(ハ) 利用者数等

1,244人（実施率8.7%）

(2) 糖尿病性腎症重症化予防事業

令和元年度特定健康診査の結果、HA1c7.0%以上でかつ尿蛋白（+）以上またはHbA1c7.0%以上でかつeGFR60（ml/分/1.73m²）未満であり特定保健指導対象外で糖尿病未治療の者へ医療機関への受診勧奨、HbA1c7.0%以上でかつeGFR60（ml/分/1.73m²）未満であり特定保健指導対象外である者へ6か月間の個別保健指導の事業を実施しました。

(3) 後発医薬品差額通知

継続的に服用する生活習慣病にかかる医薬品を対象に、先発医薬品を後発医薬品に変更した場合の差額（一部負担金の差額）を案内する通知を、2か月に一度発送を行いました。

令和元年度は、153,085人に差額通知を発送しました。

事業開始 平成23年度

(4) 重複・頻回受診対策事業

重複・頻回受診、大量服薬による医療費の増加を抑制するとともに、被保険者の健康管理と生活の質の向上を図るため、重複受診、頻回受診、多種・多量服薬の対象者に対して適正受診するように指導を行いました。

事業開始 平成27年度

(5) 医療費通知

健康に対する被保険者の認識を深め、ひいては国民健康保険事業の健全な運営に資することを目的として、令和元年度は466,880世帯に受診医療費の額等を通知しました。

事業開始 昭和55年度

5 保険料

令和元年度は、現年度分約 719 億 9,789 万円、滞納繰越分約 22 億 2,686 万円、合計約 742 億 2,475 万円の収納がありました。

医療分は、法定給付費（療養給付費、療養費、高額療養費等）等を基礎賦課総額とし、支援分は、後期高齢者支援金等の一部に充てるための額を後期高齢者支援金等賦課総額とし、介護分（40 歳以上 65 歳未満の被保険者）は、介護納付金の一部に充てるための額を介護納付金賦課総額として、それぞれ賦課しています。

横浜市では、被保険者の保険料負担を軽減するため、賦課総額の算定にあたり、毎年多額の市費を繰り入れています。

保険料賦課・収納状況

（令和元年度）（単位：千円）

		調 定 額	収 納 額	不納欠損額	収入未済額	収納率%
一 般 分	現年度分	75,792,188	71,964,083	0	3,828,105	94.95%
	滞納繰越分	6,566,218	2,222,275	2,255,579	2,088,364	33.84%
	計	82,358,406	74,186,358	2,255,579	5,916,469	90.08%
退 職 分	現年度分	34,058	33,804	0	254	99.25%
	滞納繰越分	10,133	4,586	3,301	2,246	45.26%
	計	44,191	38,390	3,301	2,500	86.87%
合 計	現年度分	75,826,246	71,997,887	0	3,828,359	94.95%
	滞納繰越分	6,576,351	2,226,861	2,258,880	2,090,610	33.86%
	計	82,402,597	74,224,748	2,258,880	5,918,969	90.08%

7 福祉医療事業

1 ひとり親家庭等医療費助成事業

母子家庭・父子家庭・養育者家庭の生活の安定と自立を支援するため医療費の一部を助成します。

- (1) 医療費助成の対象者
市内に住所を有する医療保険加入者で次のいずれかに該当する方
ア ひとり親家庭等の父又は母及び養育者
イ ひとり親家庭等の父又は母及び養育者に扶養されている18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童（中程度以上の障害の状態にある場合、高等学校等に在学中の場合は20歳未満まで）
※所得制限あり
- (2) 医療証の交付
対象となる方に「**親**福祉医療証」を交付します。
- (3) 助成の範囲
保険診療の一部負担金（入院時食事療養費標準負担額は除く。）
- (4) 助成の方法
医療機関などで医療証を使用した場合は、医療機関に対して本市から支払い（現物給付）をし、医療証を使用しなかった場合は、対象者に対して直接市から支払い（現金給付）をします。
- (5) 医療証の交付状況（令和元年度）
対象者 40,482人
- (6) 医療費支給状況（令和元年度）
件数 611,483件
金額 1,630,549,970円

2 小児医療費助成事業

小児の健やかな育成及びその家庭の生活の安定を図るため、医療費の一部を助成します。

- (1) 医療費助成の対象者
市内に住所を有し、医療保険に加入している中学校卒業までの小児
ただし、ひとり親家庭等医療費助成事業、重度障害者医療費助成事業に該当する小児を除きます。
また、1歳以上については所得制限を導入しています。
- (2) 助成の範囲
保険診療の一部負担金（入院時食事療養費標準負担額は除く。）
以下の表のとおり、年齢等により、助成の範囲・方法に違いがあります。

年 齢	0歳	1歳～小学3年生	小学4年生～中学生
助 成 内 容	入院・通院		入院・通院 ※通院1回につき500円までの負担(注)
対象となる方	全員	本市が定める所得制限限度額未満の方	

(注)入院及び院外薬局（薬代）は全額助成。保護者が市民税非課税の場合は全額助成。

- (3) 助成の方法
医療機関などで医療証を使用した場合は、医療機関に対して本市から支払い（現物給付）をし、医療証を使用しなかった場合は、対象者に対して直接市から支払い（現金給付）をします。
- (4) 所得制限

扶養親族等の数	入院・通院の所得制限限度額
0人	540万円
1人	578万円
2人	616万円
3人	654万円
4人以上	(1人増すごとに38万円加算)

- (5) 対象者数（令和元年度）
 - 0歳・・・・・・・・・・・・ 23,635人
 - 1歳～中学3年生・・・・・・・・ 289,617人
- (6) 医療費支給状況（令和元年度）
 - 件数 4,796,320件
 - 金額 9,096,563,070円

3 小児慢性特定疾病医療給付

児童福祉法に基づき、小児の慢性疾患の治療研究を推進し、医療の確立と患者家庭の医療費の負担軽減を図ることを目的としています。

- (1) 給付の対象者
 - 市内に住所を有し、次の疾患群に属する疾患に罹患している18歳未満（20歳未満まで延長可）の方
 - ア 悪性新生物（小児がん）
 - イ 慢性腎疾患
 - ウ 慢性呼吸器疾患
 - エ 慢性心疾患
 - オ 内分泌疾患
 - カ 膠原病
 - キ 糖尿病
 - ク 先天性代謝異常
 - ケ 血液疾患
 - コ 免疫疾患
 - サ 神経・筋疾患
 - シ 慢性消化器疾患
 - ス 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群
 - セ 皮膚疾患群
 - ソ 骨系統疾患
 - タ 脈管系疾患

※平成27年1月1日から、法制化に伴い、小児慢性特定疾患医療給付事業から小児慢性特定疾病医療給付事業となり、自己負担割合の減（就学児以上は3割から2割へ）、自己負担上限額の改正（26年12月31日までの既認定者は3年間の経過措置あり）などがありました。令和元年度現在、16疾患群762疾病となっています。

- (2) 受給者証の交付
 - 申請に基づき、小児慢性特定疾病医療の給付を決定したとき、「小児慢性特定疾病医療受給者証」を交付します。
- (3) 給付の範囲
 - 保険診療の一部負担金（入院時食事療養費標準負担額を含む。）
 - ただし、家族の所得状況に応じて限度額があります。
- (4) 給付の方法
 - 医療費の家族負担分を本市が医療機関に支払い（現物給付）をし、受診券を医療機関の窓口等で使用しなかった場合は、受給者に対して直接市から支払い（現金給付）をします。（所得に応じて自己負担あり）
- (5) 有効期間
 - 最長1年間
- (6) 受給者数（令和元年度）
 - 3,478人
- (7) 支給金額（令和元年度）
 - 781,021,272円

4 育成医療給付

障害者総合支援法の規定に基づき、身体上の障害を有する児童又はこれを放置すると将来において障害を残すと認められる児童で、手術等によって確実な治療効果が見込まれる場合に医療を給付します。

(1) 給付の対象者

市内に住所を有し、生まれつき又は病気などにより身体に下記の障害のある 18 歳未満のお子さんで、指定医療機関で治療を受ける方

ア 肢体不自由によるもの（先天性股関節脱臼など）

イ 視覚障害によるもの（眼瞼欠損など）

ウ 聴覚、平衡機能障害によるもの（外耳奇形など）

エ 音声、言語、そしゃく機能障害によるもの（口蓋裂など）

オ 内臓障害によるもの（食道閉鎖など）

（心臓、腎臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう、直腸及び小腸機能障害を除く内臓障害については、先天性のものに限る。）

カ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害によるもの

(2) 受給者証の交付

申請に基づき、自立支援医療費育成医療の給付を決定したとき、「自立支援医療（育成医療）受給者証」を交付します。

(3) 給付の範囲

保険診療の一部負担金が 1 割負担になります。

ただし、本人及び家族の所得状況に応じて限度額があります。

（生活保護世帯を除き、入院時食事療養費標準負担額は除く。）

(4) 受給者数（令和元年度）

191 人

(5) 支給金額（令和元年度）

13,403,854 円

5 結核児童療育医療給付

児童福祉法に基づき、児童の心身両面にわたる健全な育成を目的として、結核児童に対する療育の給付等を実施します。

(1) 給付の対象者

市内に住所を有する結核に罹患した児童であって、その治療に特に長期間を要し、医師が入院の必要を認めた方

(2) 療育券の交付

申請に基づき、療育の給付を決定したとき、「療育券」を交付します。

(3) 給付の範囲

保険診療の一部負担金（入院時食事療養費標準負担額を含む。）、一定範囲の学習用品・日用品

(4) 給付の方法

指定医療機関において「療育券」を提示し療育の給付を受けた自己負担分及び学習用品・日用品について、現物給付します。ただし、家族の所得状況に応じて限度額があります。

(5) 受給者数（令和元年度）

0 人

(6) 支給金額（令和元年度）

0 円

6 未熟児養育医療給付

母子保健法の規定に基づき、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対して、その養育に必要な医療給付を実施します。

(1) 給付の対象者

市内に住所を有し、体重が 2,000g 以下又は身体の発育が未熟なままで生まれ、指定医療機関に入院した乳児（0 歳児）

- (2) 未熟児養育医療券の交付
申請に基づき、未熟児養育医療の給付を決定したとき、「養育医療券」を交付します。
- (3) 給付の範囲
保険診療の一部負担金（入院時食事療養費標準負担額を含む。）
ただし、家族の所得状況に応じて限度額があります。
- (4) 給付の方法
医療費の家族負担分を本市が医療機関に支払い（現物給付）をします。
- (5) 受給者数（令和元年度）
751人
- (6) 支給金額（令和元年度）
197,152,661円

7 重度障害者医療費助成事業

重度障害者の健康保持及び生活の安定を図るため、医療費の一部を助成します。

- (1) 医療費助成の対象者
市内に住所を有する被用者保険加入者又は横浜市国民健康保険加入者若しくは横浜市の後期高齢者医療制度加入者で、次のいずれかに該当する方
ア 1級又は2級の身体障害者手帳を所有する方
イ 知能指数35以下の方
ウ 3級の身体障害者手帳を所有し、知能指数50以下の方
エ 1級の精神障害者保健福祉手帳を所有する方（ただし、入院費用は除く。）[平成25年10月から]
- (2) 医療証の交付
対象となる方に、「横浜市重度障害者医療証」を交付します。
- (3) 助成の範囲
保険診療の一部負担金（入院時食事療養費標準負担額は除く。）
- (4) 助成の方法
医療機関などで医療証を使用した場合は、医療機関に対して本市から支払い（現物給付）をし、医療証を使用しなかった場合は、対象者に対して直接市から支払い（現金給付）をします。
- (5) 医療証の交付状況（令和元年度）
対象者 56,239人
- (6) 医療費支給状況（令和元年度）
件数 1,861,881件
金額 10,754,785,673円

8 更生医療給付

障害者総合支援法の規定に基づき、身体障害者に対して、障害を軽減したり機能を回復したりするために必要な医療を給付します。

- (1) 給付の対象者
市内に住所を有し、18歳以上で次のア・イの両方を満たす方
ア 身体障害者手帳を持っている方
イ 都道府県・政令市・中核市により指定を受けた医療機関において、身体障害者手帳に書かれている障害を軽減したり機能を回復したりするために必要な医療（例：角膜手術、人工関節置換術、心臓手術、人工透析療法、腎移植術、腎移植後の抗免疫療法、抗HIV療法・肝臓移植術など）を受ける方
- (2) 受給者証の交付
申請に基づき更生医療の給付を決定したとき、「自立支援医療（更生医療）受給者証」を交付します。
- (3) 給付の範囲
保険診療の一部負担金が1割負担になります。
ただし、本人及び家族の所得状況に応じて限度額があります。
（生活保護世帯を除き、入院時食事療養費標準負担額は除く。）

- (4) 受給者数 (令和元年度)
2,009 人
- (5) 支給金額 (令和元年度)
4,958,972,756 円

8 後期高齢者医療

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、後期高齢者医療事業を実施し、もって国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的とするものです。都道府県ごとに設立された後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）と市町村が連携して運営する医療制度で、平成 20 年 4 月に創設されました。

1 資格

(1) 対象者

75 歳以上の方及び 65 歳以上 75 歳未満で一定の障害の状態にあることにより広域連合の認定を受けた方

(2) 被保険者数（令和元年度末）

横浜市合計…460,973 人

鶴見区	28,826	保土ヶ谷区	27,859	青葉区	32,442
神奈川区	25,850	旭区	38,350	都筑区	18,075
西区	9,962	磯子区	23,440	泉区	22,295
中区	15,173	金沢区	29,506	栄区	20,192
南区	25,946	港北区	34,713	戸塚区	36,421
港南区	32,238	緑区	21,669	瀬谷区	18,016

2 保険料

(1) 算定

被保険者全員が等しく負担する均等割額と被保険者の前年所得に応じて負担する所得割額を合計した額が保険料となります。均等割と所得割の配分割合は、各都道府県の所得水準で決まります。平成 30 年度及び 31 年度の算定基準は次のとおりです。なお、保険料率等は 2 年ごとに見直しを行います。

ア 配分割合

均等割 40% 所得割 60%（神奈川県内）

（平均的な所得水準の広域連合 均等割 50% 所得割 50%）

イ 賦課限度額（年間）

620,000 円

ウ 保険料率

均等割額 41,600 円 所得割率 8.25%

エ 低所得者及び元被扶養者の保険料軽減

低所得者 → 世帯の所得に応じて、均等割額を軽減（軽減割合：8.5割・8割・5割・2割）

元被扶養者 → 均等割額を 5 割軽減（所得割額の賦課なし）

		原則（本則）	元年度の軽減措置
低所得者	均等割	7割・5割・2割軽減	8.5割・8割・5割・2割軽減
	所得割	軽減制度なし	軽減制度なし
被扶養者	均等割	加入から2年間 5割軽減	加入から2年間 5割軽減
	所得割	賦課なし	賦課なし

(2) 収納状況（令和元年度）

ア 現年度分

(7) 賦課収納状況

	調定額 (千円)	収入額 (千円)	収納率 (%)	納付方法別収納率 (%)			還付未済額 (千円)
				特別徴収	口座振替	納付書	
当初予算	42,718,051	42,444,656	99.36	—	—	—	—
決算	42,614,880	42,397,853	99.49	100	99.83	96.61	75,345

(イ) 区別収納率 (%)

鶴見区	98.99	保土ヶ谷区	99.37	青葉区	99.50
神奈川区	99.39	旭区	99.69	都筑区	99.53
西区	99.35	磯子区	99.43	泉区	99.69
中区	98.88	金沢区	99.65	栄区	99.74
南区	99.27	港北区	99.54	戸塚区	99.63
港南区	99.56	緑区	99.59	瀬谷区	99.61

※還付未済を含む。

イ 滞納繰越分

(7) 賦課収納状況

	調定額 (千円)	収入額 (千円)	収納率 (%)	納付方法別 収納率 (%)	不納欠損額 (千円)	還付未済額 (千円)
				納付書		
当初予算	—	142,198	—	—	—	—
決算	314,190	117,217	37.30	37.30	75,617	1,492

(イ) 区別収納率 (%)

鶴見区	29.98	保土ヶ谷区	29.72	青葉区	34.79
神奈川区	45.61	旭区	46.84	都筑区	40.89
西区	31.43	磯子区	43.64	泉区	51.23
中区	37.69	金沢区	39.21	栄区	50.15
南区	31.22	港北区	39.78	戸塚区	31.43
港南区	36.61	緑区	41.78	瀬谷区	44.51

※還付未済を含む。

3 給付

(1) 自己負担割合

入院・外来ともかかった総医療費の1割。ただし、現役並みの所得がある方は3割負担。

(2) 高額療養費の支給

複数の医療機関を利用したなど、外来の個人単位の一部負担金合計額が【表1・表2】のAの限度額を超えたり、同一世帯の被保険者の外来・入院の自己負担の合計額が1か月で【表1・表2】のBの限度額を超えた場合、限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。（平成30年8月診療以降、自己負担割合が3割の被保険者については、外来の限度額が廃止され、1か月に外来のみの受診であっても「外来・入院を合わせた限度額(世帯単位)」の自己負担限度額を用いて、高額療養費を計算します。）

高額療養費は、まず個人単位で外来分を合算して【表1・表2】のAの限度額を適用し、次に入院分を合わせて世帯単位で【表1・表2】のBの限度額を適用して計算します。（平成30年8月診療以降、自己負担割合が3割の被保険者については、同じ月に受診した外来、入院の自己負担額を世帯で合算し、「外来・入院を合わせた限度額(世帯単位)」の限度額を差し引き、高額療養費を計算します。）

なお、月の途中で75歳の誕生日を迎える方は、誕生月は、自己負担限度額を本来額の2分の1に減額します。

【表 1】自己負担割合及び自己負担限度額（平成 29 年 8 月診療分から平成 30 年 7 月診療分まで）

所得区分	自己負担割合	A 外来(個人単位)	B 外来・入院を合わせた限度額(世帯単位)
現役並み所得者 (注 1)	3 割	57,600 円	80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1 % ※過去 12 か月に限度額を超えた支給を 3 回以上受けた場合、4 回目以降は 44,400 円
一般	1 割	14,000 円 〔年間上限 144,000 円〕	57,600 円 ※過去 12 か月に限度額を超えた支給を 3 回以上受けた場合、4 回目以降は 44,400 円
区分Ⅱ (低所得者Ⅱ) (注 2)	1 割	8,000 円	24,600 円
区分Ⅰ (低所得者Ⅰ) (注 3)	1 割		15,000 円

【表 2】自己負担割合及び自己負担限度額（平成 30 年 8 月診療分以降）

所得区分	自己負担割合	A 外来(個人単位)	B 外来・入院を合わせた限度額(世帯単位)
現役並み所得者Ⅲ (注 4)	3 割	252,600 円 + (総医療費 - 842,000 円) × 1 % ※過去 12 か月に限度額を超えた支給を 3 回以上受けた場合、4 回目以降は 140,100 円	
現役並み所得者Ⅱ (注 5)	3 割	167,400 円 + (総医療費 - 558,000 円) × 1 % ※過去 12 か月に限度額を超えた支給を 3 回以上受けた場合、4 回目以降は 93,000 円	
現役並み所得者Ⅰ (注 6)	3 割	80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1 % ※過去 12 か月に限度額を超えた支給を 3 回以上受けた場合、4 回目以降は 44,400 円	
一般	1 割	18,000 円 〔年間上限 144,000 円〕	57,600 円 ※過去 12 か月に限度額を超えた支給を 3 回以上受けた場合、4 回目以降は 44,400 円
区分Ⅱ (低所得者Ⅱ) (注 2)	1 割	8,000 円	24,600 円
区分Ⅰ (低所得者Ⅰ) (注 3)	1 割	8,000 円	15,000 円

(注 1) 市民税の課税所得が 145 万円以上の被保険者及びその被保険者と同一世帯の他の被保険者。

ただし、昭和 20 年 1 月 2 日以降に生まれた被保険者で、本人及び被保険者である世帯員の旧ただし書き所得（前年の総所得金額等から 33 万円を控除した額）の合計額が 210 万円以下の場合には、自己負担割合が 1 割になります。

また、次の①又は②の要件に該当するときに、区役所窓口申請し広域連合に認定されると、自己負担割合が 1 割になる場合があります。

- ① 同一世帯に被保険者が二人以上いる場合、被保険者全員の収入の合計額が 520 万円未満
- ② 同一世帯に被保険者が一人で、次のア・イのいずれかに該当するとき
 - ア 被保険者本人の収入額が 383 万円未満
 - イ 被保険者本人の収入額が 383 万円以上であっても、同じ世帯の 70～74 歳の方を含めた収入の合計額が 520 万円未満

(注2) 同一世帯の方全員が、市民税非課税である被保険者（低所得者Ⅰ以外の方）。

(注3) 同一世帯の方全員が、市民税非課税で、かつ、その世帯全員の各所得が0円（年金収入は控除額を80万円として計算）となる被保険者。

(注4) 市民税の課税所得が690万円以上の被保険者本人および同一世帯に属する被保険者

(注5) 市民税の課税所得が380万円以上の被保険者本人および同一世帯に属する被保険者

(注6) 市民税の課税所得が145万円以上の被保険者本人および同一世帯に属する被保険者

(3) 入院時食事療養費・生活療養費

入院したときは、食事代等の負担があります。

なお、所得区分が「区分Ⅱ」及び「区分Ⅰ」に該当する方は、食事代等が軽減されます。入院の際には、区役所窓口で申請し、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けてください。

ア 一般の病院：食事療養標準負担額を負担します。

所得区分		自己負担額	食費（1食あたり）
現役並み所得者		3割	460円
一般		1割	
区分Ⅰ・Ⅱに該当しない指定難病患者		3割または1割	260円
区分Ⅱ（低所得者Ⅱ）	90日までの入院	1割	210円
	過去12か月の間に91日以上 の入院	1割	160円
区分Ⅰ（低所得者Ⅰ）		1割	100円

イ 療養病床：生活療養標準負担額（食費と居住費）を負担します。

所得区分	自己負担額	食費（1食あたり）	居住費（1日あたり）
現役並み所得者	3割	460円（420円*1）	370円（*2）
一般	1割		
区分Ⅱ（低所得者Ⅱ）	1割	210円	
区分Ⅰ（低所得者Ⅰ）	1割	130円	0円
うち、高齢福祉年金受給者	1割	100円	
うち、境界層該当者	1割	100円	

※ 入院医療の必要性の高い状態が継続する方及び回復期リハビリテーション病棟に入院している方については、一般の病院と同じ額の食費を負担します。また、平成29年9月まで居住費の負担はありませんが、平成29年10月から200円、平成30年度4月から370円の負担となりました。なお、指定難病患者の方は、居住費の負担はありません。

※ *1は入院時生活療養費（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院している場合の額。

※ *2は平成29年10月から追加。